

ドイツにおける企業リスク情報開示の 規定改正と監査への影響*

内 藤 文 雄

Ⅰ. 目的と課題

本稿の目的は、企業リスク情報の開示とその信頼性の保証について、ドイツの法定開示制度での現状を管見し、わが国のディスクロージャー制度のさらなる拡充への基礎資料を得ることにある。

このため、ドイツにおける企業リスク情報開示制度の概要と具体的な開示の全般の特徴、ならびに、ドイツでは企業リスク情報に対する法定監査が実施されていることから、非財務情報の監査の一形態としてその監査の特徴をそれぞれ明らかにする。

なお、企業リスク情報開示にかかる具体的な開示例として、フランクフルト証券市場のプライム市場上場296社を調査し、状況報告書を入手できた272社について、企業リスク情報開示の実際を取り上げているところに本稿の特徴があるが、その詳細な分析については稿を改めて報告したいと考えている。

Ⅱ. 企業リスク情報開示制度の概要

ドイツでは、2003年12月 EU 第4号指令の改正による2004年制定の貸借対

*本稿は、平成26年度科学研究費補助金基盤研究（B）JSPS 科研費25285144、研究代表者 内藤文雄）による研究成果の一部である。

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

照表法改革法（国際会計基準の導入および決算書監査の質の確保に関する法律（Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung, Bilanzrechtsreformgesetz（BilReG）と略称される。）による商法典第289条の改正により、状況報告書⁽¹⁾において次のような企業リスクに関する情報の記載が義務付けられた。

- (i) 重要なチャンスとリスクの予想される動向の評価と判断ならびにその根拠となる仮定⁽²⁾（第1項）
- (ii) リスク・マネジメントの目標と方法（安全確保取引（ヘッジ取引）の会計処理の枠内で捉えられる重要なヘッジ取引すべての安全確保方法を含む）、ならびに価格変動リスク、損失リスク、流動性リスクおよび金融デリバティブに関連して企業を危険にさらす支払資金フロー変動リスク⁽³⁾（第2項）

(1) 以下では、単体での状況報告書の場合の規定を掲げているが、コンツェルン状況報告書（企業集団にかかる状況報告書）の場合にも同様の規定が置かれている（HGB § 315）。

(2) 状況報告書においては、事実関係と一致した写像が伝達されるように、資本会社について、その事業損益を含めた事業の経過および会社の状況が表示されなければならない。状況報告書は、当該会社の事業の経過および会社の状況について、事業活動の範囲および複合性に対応し、バランスがとれた包括的な分析を含まなければならない。この分析においては、事業活動にとり重要な財務的な業績指標がその対象に含まれ、また、年度決算書に表示された金額と項目に関連して説明されなければならない。さらに、状況報告書においては、その発展の見通しが、重要なチャンスとリスクをもって評価され、かつ説明されなければならない。また、その根拠となった仮定は記載されなければならない。第264条第2項第3文の意味での資本会社の法定代理人は、最善の知見をもって状況報告書には事業損益を含む事業の経過および会社の状況が事実関係と一致した写像を伝達するように表示され、かつ、第4文の意味での重要なチャンスとリスクが記述されることを保証しなければならない（HGB § 289 Abs. 1）。

(3) 事業報告書は、次の事項にも立ち入るものとする。

- 1. 事業年度後に生じた重要な事象
- 2. a) 保全措置活動（Sicherungsgeschäfte）を貸借対照表に計上することにおいて把握される、すべての重要な取引についての安全措置のための方法を含めた、会社のリスク・マネジメント目標とその方法、ならびに

(iii) 環境および従業員の利害関係情報 (第3項)⁽⁴⁾

また、2006年6月のEU第4号指令の改正による、2009年5月制定の貸借対照表法現代化法(貸借対照表法の現代化に関する法律(Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts, Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz (BilMoG)と略称される。))による商法典第289条の改正により、状況報告書には、上記に加えて、「会計処理プロセスに関連した内部統制システムおよびリスク・マネジメント・システムの重要な特徴」(第5項)⁽⁵⁾の記載が義務付けられた。なお、状況報告書は、法定決算書監査の対象である。

以上の結果、ドイツにおいては、法定開示書類の状況報告書において、次のような企業リスク情報の記載が義務付けられている。

- (i) リスク・マネジメントの目標と方法
- (ii) 重要なチャンスとリスク：予想される動向の評価・判断ならびにその根拠となる仮定

b) 会社がさらされている、価格変動リスク、貸倒リスクおよび流動性リスク、ならびにキャッシュ・フロー変動リスク

これらは、それぞれ、会社による金融商品の利用に関連づけて記載し、また、会社の状況あるいは発展の見通しの評価にとって重要である場合に限り記載される。

- 3. 研究および開発分野
- 4. 会社の支店・営業所

5. 上場株式会社の場合、第285条第9号に規定される総報酬額に対する会社の報酬システムの基礎報酬額。この場合、第285条第9号a第5文から第8文に対応した報告が行われる場合、これらは附属明細書に記載しないことができる(HGB § 289 Abs. 2)。

(4) 大規模資本会社(第267条第3項)の場合、第1項第3文は、環境や従業員の利害関係に関する情報のような、非財務的な業績指標にも準用される。ただし、それが、事業の経過や会社の状況の理解にとって重要である場合に限られる(HGB § 289 Abs. 3)。

(5) 第264d条の意味での資本会社は、状況報告書において、会計プロセスにかかる内部統制システムとリスク管理システムの主要な特徴を記載しなければならない(HGB § 289 Abs. 5)。なお、第264d条は、資本市場指向的な資本会社の意味を定めている。

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

- (iii) 価格変動リスク，貸倒リスク，流動性リスク，キャッシュ・フロー変動リスク：金融商品の利用に関連づけて記載し，また，会社の状況あるいは発展の見通しの評価にとって重要である場合に限り記載
- (iv) 会計処理プロセスに関連した内部統制システムおよびリスク・マネジメント・システムの重要な特徴（上場会社の場合）

ドイツにおける企業リスク情報の開示に関しては，ドイツ会計基準審議会がドイツ会計基準第5号（DRS 5）「リスク報告」を2001年5月28日に設定（2003年と2005年に一部改正）し，また，2005年2月26日には，同第15号（DRS 15）「状況報告」を設定しており，商法典第315条によりコンツェルン状況報告書を作成する義務のある親会社または任意に作成する親会社に対する状況報告書作成基準が整備されていた。これらの会計基準は，特定業界の企業に対する基準として整備されたものを除き，2012年9月14日のドイツ会計基準第20号（DRS 20）「コンツェルン状況報告書」の新たな設定によりその効力を失っている。

DRS 20 は，商法典第315条によるコンツェルン状況報告書の作成が義務付けられている親会社または任意に作成する親会社の状況報告書を規定している。また，ドイツ会計基準委員会（DRSC）は，商法典第289条による状況報告書の作成にも DRS 20 を適用することを推奨している。

DRS 20は，2012年12月31日後に開始する事業年度（2013年度事業年度）から適用されるが，事前適用も推奨されている。

コンツェルン状況報告に対する従来の要求の批判的な見方から，DRSC は，実務経験全体ならびに国際的な動向を勘案し，DRS 20 に反映させた。とくに，予測報告，チャンス報告およびリスク報告について影響が深淵にまで及ぶ変更が生じると言ってよいと理解されている（Cf. KPMG, Vorwort）。

このように，ドイツにおける状況報告書の作成基準の変更で大きく変わったのは，予測報告，チャンス報告およびリスク報告である。従来の DRS 5

や DRS 15 の規定内容は、DRS 20 によって次の諸点で大きく変化している (Vgl. KPMG, S. 5)。

予測報告 (Prognosebericht) 関連

- ・将来の発展の見通し (予測) についての考慮期間が最低2年から1年に短縮
- ・予測報告では、報告年度と予測年度での数値の比較が必須
- ・予測の正確性の向上
- ・予測の重要な仮定とコンツェルン決算書との整合

リスク報告 (Risikobericht) 関連

- ・リスク概念の具体化
- ・リスク報告では、リスク状況の包括的な表示が必要
- ・リスクの表示の要求の強化
- ・資本市場指向企業に対するリスク管理システムに関連した報告の要求の拡大と具体化
- ・リスクを順位別に要約または範疇別に要約可能

チャンス報告 (Chancenbericht) 関連

- ・チャンス概念の具体化
- ・チャンス報告では、チャンス報告の意義の強調
- ・リスク報告規定をチャンス報告に準用

上記の諸点のうち、まず、予測報告について、企業リスク情報の報告との関係をみるならば、次のように整理できる。つまり、資本会社の予測的発展は、商法典第289条第1項第4文により、資本会社の重要なチャンスとリスクをもって、ならびに、基礎にある仮定に関する開示事項のもとで評価され、説明されなければならないが、かかる報告は「予測報告」(Prognosebericht)

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

⁽⁶⁾として整理されている。したがって、本稿が取り上げる企業リスク情報は、予測報告の一部を構成すると言える。

そこで、DRS 20 が規定する予測報告の開示について、その種類と開示の可否は「図表 1」に示すように改善が図られている。

[図表 1] 予測報告の種類とその可否

	予測の種類	定義	例示
容認	時点予測	数値の開示のある予測	「我々は、20XX年事業年度について <u>1億ユーロの売上高</u> を期待している。」
	区間予測	2つの数値間の変動幅の開示のある予測	「我々は、20XX年事業年度について <u>9千万ユーロから1億1千万ユーロの間の売上高</u> を計算している。」
	制限付き比較に基づく予測	報告期間の実際値との比較での変動額の開示のある予測で変動の方向と強さの開示があるもの	「我々は、20XX年事業年度について <u>少し増加する売上高</u> を期待している。」
否認	比較に基づく予測	報告期間の実際値との比較での変動額の開示のある予測で変動の方向の開示があるもの	「我々は、20XX年事業年度について <u>増加する売上高</u> を期待している。」
	質的予測	言葉による論証だけが行われている予測	「我々は、20XX年事業年度について <u>満足できる売上高</u> を期待している。」

※DRS 20. 11 の規定による整理。相違する点について下線を追加している。

「図表 1」に示されるように、予測報告は文字通り将来に関する情報であり、主観的な評価に基づくものとなるのが常識的であるが、DRS 20 の規定は、予測数値を開示する（「図表 1」の時点予測と区間予測の場合）ところにその特徴がある一方、数値を開示しない場合（「図表 1」の制限付きの比較に基づく予測）であっても、主観的要素を排除するように開示することを求めている。

(6) IDW (2012c), F 1107, S. 804.

また、チャンス概念とリスク概念の具体化について、両概念は次のように定義された (DRS 20.11)。

チャンス：「当該企業にとって予測または目標とのプラスの乖離に帰着しうる、ありうる将来の発展または事象」

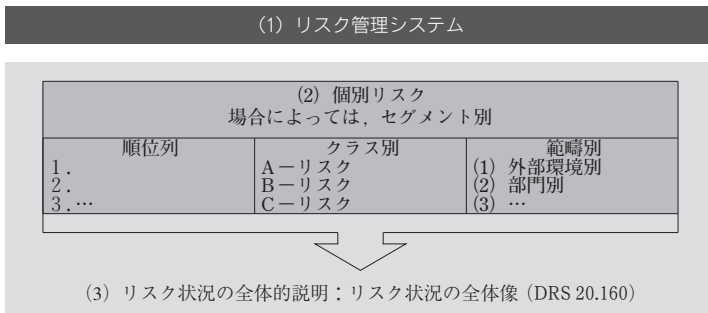
リスク：「当該企業にとって予測または目標とのマイナスの乖離に帰着しうる、ありうる将来の発展または事象」

状況報告書におけるリスク報告は、

- (1) リスク管理システム
- (2) 個別リスク
- (3) リスク状況の包括的描写 (zusammenfassende Darstellung)⁽⁷⁾

の3種類の言明 (Angabe)⁽⁸⁾ 情報から構成される (DRS 20.135)。この構成を図示したのが「図表2」である。

〔図表2〕 状況報告書におけるリスク報告の構成



(出所：Schröder, S. 13)

(1) リスク管理システムの言明

リスク管理システムの言明はすべての企業に状況報告書への記載義務があ

(7) 「描写」とは、事情・実態の記述を言う (Vgl. DRS 20, B9-B10)。

(8) 「言明」とは、事実の単なる列挙を言う (Vgl. DRS 20, B9-B10)。

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）
る（DRS 20.135）。

公開会社の親会社の場合、DRS 20 は、リスク管理システムの目標、戦略および構造とプロセスに立ち入るべきであると具体化している。また、その場合、リスク管理システムがリスクだけではなく、チャンスも把握しているかどうかにも言及しなければならない（DRS 20. K137）。

リスク管理システムの目標と戦略について、リスクが原則として把握または回避されないのかどうか、および、場合によってはどのリスクがそのようなかを描写しなければならない（DRS 20. K140）。

さらに、リスク管理システムが一般に認められた枠組み（Rahmenkonzept）⁽⁹⁾に依拠しているならば、それにも言及しなければならない（DRS 20.K139）。

(2) 個別リスクの言明

個別リスクの評価は、予測期間に対応した期間について行われなければならない。また、企業グループ存続のリスクは、連結決算日から少なくとも1年間で評価対象期間である（DRS 20.156）。

リスクの効果については、グロスまたはネットでの考慮（Brutto- oder Nettobetrachtung）の形式が可能である。グロスの考慮形式とは、リスク抑制のために講じた措置の前のリスクを当該措置に照らして描写し評価する形式である。また、リスク抑制措置の実施後のリスクを描写し評価する形式がネットの考慮形式である。いずれの場合にも、リスク抑制措置を描写する（DRS 20.157）。

また、前年度と比較して重要な変化のあったリスクについて、それを表示し説明しなければならない（DRS 20.159）。

リスク報告の明瞭性と透明性を高めるため、個別リスクは、その重要性で

(9) 代表例は、COSO である（Vgl. KPMG, S. 26）。

順位づけるか、または、類似リスクの範疇にまとめるかすることが求められる。また、リスクの説明は、セグメント別でも可能である (DRS 20.162)。

個別リスクを重要性で順位づけて表示する場合、その重要性は、発生確率と、予想や企業グループ目標の達成に与える潜在的効果とによって決定される (DRS 20.163)。この重要性の評価別のリスク表示は、「図表3」に示されるように16の場合がありうる。

〔図表3〕 リスク・マトリックスの基本構造

発生確率 (Eintrittswahrscheinlichkeit)				
かなり可能性が高い (sehr wahrscheinlich)	M	H	H	H
可能性が高い (wahrscheinlich)	M	M	H	H
可能性がある (moeglich)	L	M	M	H
ありそうもない (unwahrscheinlich)	L	L	M	M
	小さい (gering)	中庸 (moderat)	大きい (erheblich)	かなり大きい (wesentlich)
	効果 (Auswirkungen)			

H: 高いリスク M: 中程度のリスク L: 低いリスク

(出所：Schröder, S. 15)

個別リスクを範疇別に描写する場合、DRS 20 は、次の5種類を規定している (DRS 20.164)。

- (1) 外部環境リスク (Umfeldrisiken)
- (2) 部門固有リスク (Branchenrisiken)
- (3) 経済的成果リスク (leistungswirtschaftliche Risiken)
- (4) 財務リスク (finanzwirtschaftliche Risiken)
- (5) その他のリスク

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

(3) リスク状況の全体的説明

個別リスクの記載に続いて、企業グループの全体的なリスク・ポジションに関する要約的な説明の記載が要求されている（DRS 20.160）。この記載として、企業グループのリスク受容能力の説明が例示されている（DRS 20.161）。

III. 企業リスク情報開示の現状

ドイツのフランクフルト証券市場の Prime 市場上場296社について、各社のホームページから直近年度の営業報告書（日本の有価証券報告書に相当。法定開示書類）を入手し、リスクとチャンスにかかる報告について、項目と各項目の説明行数を調査した。

296社中、営業報告書が会社 WEB で発見できなかった会社、営業報告書にリスク・チャンス報告がない会社、および、年度決算書のデータがユーロ表示ではなくドル表示となっている会社を除く、272社についてデータを入手した。

「図表4」は、その概要を示している。

〔図表4〕 ドイツ上場会社（Prime 市場）の企業リスク情報開示

	社数	総行数	平均行数	平均項目数
リスク報告	272	77,678	285.6	14.7
図表表示あり	128	—	—	—
チャンス報告	170	9,214	54.2	—

（注）行数は、各社の営業報告書の行数であり、1行の word 数には違いがある。

「図表4」から理解されることは次の諸点である。

- ・リスク報告について、1社あたり14.7のリスク項目が開示され、1社あたりの開示量は、285.6行である。上記で説明した通り、「図表2」に示

された構成をもって開示することが要求されていることから、開示量は1ページ40行とすれば、7ページにも及ぶ。また、単純平均では、1項目当たりの開示行数は19.4行である。

- ・また、リスク報告について、272社のうち128社(47.06%)が「図表3」に示すようなリスクの発生確率とその影響度合を図解をもって示すなど、リスクの性質を理解可能な形で表示していることも特筆すべき点である。
- ・チャンス報告については、272社中170社が「チャンス報告」の独立した見出しを掲げて開示を行っていた。98社は、リスク報告と一緒に、あるいは、予測報告のなかで独立した見出しなしに開示を行っている。前者の場合の開示量は、1社当たり54.2行とリスク報告の五分の一以下となっている。

リスク報告については、わが国においても有価証券報告書において「事業リスク等の状況」としての記載が行われており、ドイツと比較して開示内容に差があるとしても理解されやすい。これに対してチャンス報告については、どのような開示内容であるか、関心をもたれるであろう。現時点ですべてのチャンス報告の内容を分析しているわけではないが、次のようなチャンス項目の開示が行われている。⁽¹⁰⁾

- ・チャンス管理システム（チャンスを早期に認識し、それを生かして企業の価値増加に利用するため。次の4つから構成：①定期的を実施される取締役とシニア・マネジメントから選ばれた者による討議、②企業の事業発展活動、③技術者スカウト・チーム、④「イノベーション資本」構想）、チャンスに関する一般的説明、市場チャンス、事業パートナーの発見、独自開発、技術開発、他企業買収チャンス、金融チャンス（為替・利子の改善）（医薬品メーカー）

(10) 括弧書きの説明は、筆者の理解により要約したエッセンスである。いずれも各社の2013年度（2013年12月31日期末）営業報告書を参照している。

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

- ・市場・プログラムのチャンス，開発・製造からのチャンス，その他のリスク，チャンス状況の総合評価（航空用エンジン製造メーカー）
- ・技術の進展・人口動態の変化・規制の変更による収益性の増加チャンス，新興国の成長がポートフォリオの分散投資のチャンスを生むこと，専門知識の発展と拡大が再生可能エネルギーや天候リスクのような将来分野での我々の顧客に対して新たな解決策をもたらすこと（保険会社）
- ・政治的決断からのチャンス（エネルギー政策関連），研究開発からのチャンス，営業活動からのチャンス，新規顧客獲得関連，プロジェクト開発・サービスからのチャンス，高い利益率のサービス事業，有効な戦略実行からのチャンス，チャンスの総合評価（風力発電会社）
- ・企業戦略チャンス（製品の現地基準への適応，バリューチェーン全体に沿った能力，伝統的な製品市場の安定，戦略的買収またはパートナーシャフト），その他のチャンス（従業員の人的育成チャンス，法的紛争，特許ライセンス）（電灯メーカー）

IV. 企業リスク情報監査制度の概要

(1) 決算書・状況報告書に対する監査の概要

制度の概要として，監査対象と監査の内容をまとめる。まず，経済監査士・経済監査会社または宣誓帳簿監査士・帳簿監査会社による法定監査には11種類の監査がある。また，決算書監査での経済監査士の判断内容（監査証明書（確認の付記）への記載事項。商法第317条・第322条第2・第3項）は次の7点である。

- (i) 年度決算書またはコンツェルン決算書が法律規定および法律規定を補完する会社約款および定款に合致しているかどうか（商法第317条第1項）
- (ii) 商法第264条第2項（決算書の作成は正規の簿記の諸原則（GoB。GA

- AP に相当) を遵守して行うこと) により明らかにされた企業の財産、財務および収益の状況の写像の表示に重要な影響を与えるような、上記1の点に関する虚偽および違反について、監査の誠実な職務執行に際して認識したかどうか(商法第317条第1項)
- (iii) 状況報告書・コンツェルン状況報告書について、状況報告書と年度決算書または個別決算書ならびに監査に際して得られた決算書監査人の知覚内容と、およびコンツェルン状況報告書とコンツェルン決算書ならびに監査に際して得られた決算書監査人の知覚内容と、それぞれが一致しているかどうか(商法第317条第2項)
 - (iv) 状況報告書またはコンツェルン状況報告書は、それぞれ、全体として、当該企業またはコンツェルンの状況に関する適切な表示を伝達しているかどうか。その場合、状況報告書またはコンツェルン状況報告書において、将来の発展に関する機会とリスクが適切に表示されているかどうか(商法第317条第2項)
 - (v) コンツェルン決算書の決算書監査人は、コンツェルン決算書に合算された年度決算書、特に、連結の条件の適用について、上記1および2の点について監査しなければならない。(商法第317条第3項)
 - (vi) 上場株式会社の場合、これらに加えて、監査の枠内において、取締役は、株式法第91条第2項により課せられた方策(特に、会社の存続を脅かす発展を早期に認識できる監視システムの設置)を適切に実施したかどうか、およびそれによって整備された監視システムがその機能を果たしたかも判断されなければならない。(商法第317条第4項)
 - (vii) 企業およびコンツェルン企業の存続を脅かすリスクについて、特別に立ち入らなければならない(商法第322条第2項)

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

(2) 法定監査免除規定

商法第267条により小規模に分類される資本金会社・合資会社・合名会社には年度決算書監査が義務付けられていない（商法第316条第1項）。ただし、証券市場に上場されている会社は、この免除規定にかかわらず、すべて大規模資本金会社とみなされる（商法第267条第3項）ので、法定監査は免除されない。

(3) 決算書監査に関する改正内容の要点

① 決算書監査の対象と範囲の拡大

KonTraG (Referentenentwurf zur Änderung des Aktiengesetzes, “Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich”) に規定された、決算書監査の対象および範囲の拡大は、次の3点に整理することができる。

- (i) 不適正性および違法性の発見の重視
- (ii) 状況報告書における将来の発展リスクの開示の妥当性に対する意見表明
- (iii) 上場株式会社の場合の、企業の存続等に関する取締役の保証義務、および監視システムの有効性に対する意見表明

まず、KonTraG による決算書監査の対象と範囲に関する規定を確認しよう。KonTraG により、商法第317条は次のように改正された。

商法第317条

- (1) 年度決算書の監査において、帳簿記録を含めなければならない。年度決算書およびコンツェルン決算書の監査は、法律規定およびそれを補完する会社約款または定款の規定が遵守されているかどうかに及ばなければならない。当該監査は、企業の財産、財務、および損益の状況についての第264条第2項に従って生じた写像の表示（事実関係と一致した写像の表示）に重大に影響する、不適正および第2文に掲げた規定に対する違反が、誠

実な監査職務の遂行において知覚されるように設定されなければならない。

- (2) 状況報告書およびコンツェルン状況報告書は、次の点について監査されなければならない。つまり、状況報告書が年度決算書と一致しているかどうか、場合によっては第325条第2a項による個別決算書とも一致しているかどうか、コンツェルン状況報告書がコンツェルン決算書と一致しているかどうか、それらが決算書監査人の監査に際して獲得された認識 (Erkenntnis) と一致しているかどうか、および、状況報告書が全体として企業の状況についての的確な (zutreffend) 概観を伝達し、また、コンツェルン状況報告書が全体としてコンツェルンの状況についての的確な概観を伝達しているかどうかである。これらの監査を行う場合、将来の発展のチャンスおよびリスクが的確に表示されているかどうかについても監査されなければならない。第289a条による報告（上場株式会社の企業経営管理に関する説明）は監査には無関係である。
- (3) コンツェルン決算書の決算書監査人は、第1項を準用して、コンツェルン決算書に結合された年度決算書、とくに、連結に条件づけられた修正についても、監査しなければならない。この年度決算書が別の決算書監査人によって監査されているならば、コンツェルン決算書監査人は、その業務を審査 (ueberpruefen) し、記録しなければならない。
- (4) 上場株式会社の場合、さらに、監査の範囲内において、取締役が株式法第91条第2項により義務づけられている方策を適切な形で講じたかどうか、および、それにより設定されるべき監視システムがその機能を果たしているかどうか判断されなければならない。
- (5) 監査を実施する場合、決算書監査人は、EU理事会の78/660/EWGおよび83/349/EWG指令を改正し、84/253/EWG指令 (ABl. EU Nr. L 157 S. 87) を廃止するための、EU議会とEU理事会の2006年5月17日付の年次決算書とコンツェルン決算書に関する2006/43/EG指令第26条第1項による方法として、EU委員会が受け入れている、国際監査基準を適用しなければならない。

- (6) 連邦法務省は、連邦経済・技術省と一致して、連邦参議院の同意が必要でない省令によって、追加的に決算書監査の実施において第5項により適用されなければならない国際監査基準に加えてさらに、決算書監査の適用範囲に起因するものである場合、および、第1項から第4項に掲げた監査目標に資する場合、決算書監査の要求事項または国際監査基準の一部の非適用を規定する権限がある。

※ 括弧書の説明は筆者追加

(i) 不適正性および違法性の発見の重視

商法第317条の改正では、決算書監査は、「企業の財産、財務および損益の状況についての事実関係に一致した写像に重大な影響を与える」不適正 (Unrichtigkeit)、および法律規定ならびに会社約款あるいは定款の補充規定に対する違反が、「誠実な監査職務の遂行において知覚される」ように構想されなければならないとされる。⁽¹¹⁾ この改正規定は、従前の「法律・定款準拠性－会計原則準拠性－広義の適正性（事実関係に一致した写像）」の3段階での保証内容と全く異なった規定のように見受けられる。

しかし、改正規定の第2文により、法律・定款準拠性および会計原則準拠性は従前と変わりがない。なぜならば、会社の取締役には、年度決算書を正規の簿記の諸原則（一般に認められた会計原則）にしたがって作成する義務があるためである（商法第242条）。

重要なのは、広義の適正性の保証について、従前はその内容に言及する規定が全くなかったのに比べて、改正規定では、「不適正」および「法律・会社約款・定款規定違反」を知覚することを監査人に義務づけることによって、広義の適正性の意味内容を明示している点である。

(11) KonTraG 1996②, Art. 2, Nr. 4.

また、監査は、国際的な基準を拠り所として、将来的に「これまでよりも問題指向的に実施される」べきであるとされる点にも留意する必要がある。⁽¹²⁾

決算書監査を不適正や違反の摘発に適合させるという原則はもうすでに「少なくない数の事例」において遵守されてきたと認められている。それでもなお、立法者は、「監査の質を全体として」改善するために、この要求を法的に確定する動機をもつものと理解されている。⁽¹³⁾

(ii) 状況報告書における将来の発展リスクの開示の妥当性に対する意見表明

上記の商法第317条第2項の規定により、決算書監査人は、状況報告書が企業の状況についての適切な情報提供を行っているかどうかを監査することになる。⁽¹⁴⁾

改正前の商法規定では、状況報告書の記載内容が年度決算書の記載内容と一致しているかどうかについて監査することになっているのに対して、改正規定では、より積極的に、状況報告書の記載内容が適切であるかどうか、すなわち状況報告書の適正性に言及することが求められている。

また、企業の経営者は、状況報告書においてその将来の発展のチャンスとリスクに立入る義務を有すべきとする、商法第289条の改正に関連して、監査範囲の拡大が意図されている。

決算書監査人は、将来の発展のチャンスとリスクが状況報告書およびコンツェルン状況報告書において適切に表示されているかどうかについても監査しなければならない（商法第317条第2項）。⁽¹⁵⁾ただし、その情報提供に対する

(12) KonTraG 1996②, *ebenda*.

(13) Vgl. Dörner/Schwegler 1997, S. 286.

(14) KonTraG 1996②, Art. 2, Nr. 4.

(15) 「状況報告書およびコンツェルン状況報告書は、それらがそれぞれ年度決算書またはコンツェルン決算書および決算書監査人がその監査に際して得た知見と一致しているかどうか、および状況報告書は全体として企業の状況について、またコン

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

責任は企業の経営者にあることが明示されている。⁽¹⁶⁾

これらの点は、決算書監査人の役割が、会計に関する情報の監査の枠を超えて、会計以外に関する情報の監査にも求められることを意味している。

(iii) 上場株式会社の場合の、企業の存続等に関する取締役の保証義務、および監視システムの有効性に対する意見表明

上場株式会社におけるリスク管理システムに対する監査が、商法改正により、新たな監査対象となっている。上記の商法第317条第4項の規定がその根拠規定である。

上場株式会社の取締役は、適切なリスク管理ならびに適切な内部監視システムを設定しなければならない（株式法第93条第1項）。つまり、取締役は、企業の個別的な状態、たとえば、規模、部門、構造を考慮して、「会社の存続を危険にする発展、特に、会社またはコンツェルンの財産、財務、および損益の状況に重大に影響する、リスクの高い業務、会計の不適正、および法律規定違反が早期に認識されることを保証するために」対策をとらなければならない。⁽¹⁷⁾

この新たな取締役の義務に対して、決算書監査人は、その株式が公の市場で取引されている企業に対する監査の枠組みにおいて、

- ① 取締役は適切なリスク管理システムを設定しているかどうか
- ② 監視システムはその機能を果たしているかどうか

ツェルン状況報告書はコンツェルンの状況について、それぞれ適切な説明となっているかどうかについて監査されなければならない。この場合、将来の発展のリスクが適切に表現されているかどうかについても監査されなければならない。」

(16) KonTraG, *ebenda*.

(17) KonTraG 1996①, Art. 1, Nr. 7. 「リスク管理システムおよび監視システム」として何が想定されるのかについては、Brebeck/Herrmann (1997) に詳しい。その概略的な内容については、拙稿、内藤文雄 (1997) を参照されたい。

を判断しなければならない(商法第317条第4項⁽¹⁸⁾)。評価すべきは、設定された方策の妥当性とその運用の効率性であるとされる⁽¹⁹⁾。

リスク管理システムとその監視についての判断評価に関連する監査範囲の拡大は、決算書監査人に対して徹底的な変更をせまるものである。そのような監査は、内部統制システムの評価だけでなく、すべての企業活動の経過(Unternehmensablauf)を包含するということが明確に認識されなければならない⁽²⁰⁾だけに、監査人のリスク管理システムに対する判断は、従来の決算書監査の枠を超えたものとなる。

以上でみてきたように、将来の発展のチャンスとリスクが状況報告書に適切に描写されているかどうか(商法第317条第2項第2号)の監査、およびリスク管理システムの監査(商法第317条第4項)は、改正前の監査規定に対して、さらに追加的に、より高い時間費用を必要とする職分となる。この職分をやり遂げるためには、高度に能力のある監査職員を前提とする、きわめて経営経済的な分析が必要となる。Dörner/Schweglerによれば、この高められた要求に対応するために、その基礎として、ベンチマーキング(規準設定)、つまり、現代の分析ツールの投入ならびにリスク管理システムに関する深遠な知識が必要となる。これらすべては、より高い監査手数料に反映されなければならないであろうとの認識が一般的である⁽²¹⁾。

(18) 「さらに、株式が公の市場で取引されている株式会社の場合、監査の枠内において、当該取締役が株式法第93条第1項第2および第3文にしたがって果たすべき義務のある方策を適切な形で設定しているかどうか、およびその方策に対して設定されるべき監視システムがその職分を果たし得ているかどうかについても監査されなければならない。」

(19) KonTraG 1996②, Art. 2, Nr. 4.

(20) Vgl. Dörner/Schwegler 1997, S. 287.

(21) Vgl. Dörner/Schwegler 1997, S. 287.

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

② 監査結果の伝達に関する改正内容

1) 監査報告書（企業内部向）

KonTraG は、商法第321条を全面的に改正した。これは、次の根拠による。つまり、監査報告書は実務上年度決算書の項目の分類と解説に制限されることが多く、これによって、監査役会がその取締役を監視することを支援する職分を、完全には果たせていないためである。⁽²²⁾

監査報告書に関する商法の規定は、次のとおりである。

商法第321条

- (1) 決算書監査人は、監査の種類と範囲、およびその結果を書式形式で、かつ必要な明瞭性をもって報告しなければならない。報告書には、とくに、法定代理人の立場による企業またはコンツェルンの状況の判断について立ち入らなければならない。とりわけ、状況報告書を考慮した上で、企業の存続および将来の発展についての判断評価、および親会社のコンツェルン決算書の監査の場合、コンツェルン状況報告書を考慮した上で、コンツェルンの存続および将来の発展についての判断評価を記載しなければならない。この記載は、監査済の決算書類および状況報告書ならびにコンツェルン状況報告書から当該判断評価が可能な場合に限られる。さらに、決算書監査人は、監査の実施において確認した不適正または法規程違反、ならびに、監査を受けた企業ないしコンツェルンの存立を脅かす、あるいはその発展に重大に影響しうる、もしくは法律上の代表者あるいは従業員の法律、会社約款ないし定款に対する重大な違反を知覚させるような事実を報告しなければならない。
- (2) 監査報告書の主たる部分には、帳簿記録およびその他の監査済の証憑書類、年度決算書、状況報告書、コンツェルン決算書、およびコンツェルン状況報告書が、法律規定ならびに会社約款や定款の補充規定に準拠しているかどうかについて記載 (feststellen) しなければならない。また、この

(22) KonTraG 1996②, Art. 2, Nr. 6.

枠内において、監査証明書（確認の付記）の限定や拒絶に結びつかない問題点（Beanstandung）も、それが取締役や監査を受ける企業の監視にとって重要である限りにおいて、報告されなければならない。さらに、監査報告書には、決算書が、全体として、正規の簿記の諸原則またはその他の重要な会計基準に準拠して、資本金会社またはコンツェルンの財産、財務、および収益の状況について事実関係と一致した写像を伝達しているかどうかについても立入らなければならない。そのために、重要な会計上の評価の根拠にも立ち入るとともに、貸借対照表計上選択権・評価選択権の行使、および見積りの余地ならびに状況形成方策の利用も含めて、会計上の評価の根拠の変更が、全体として財産、財務および収益の状況にどのような影響をもたらすかにも及ばなければならない。これに関連して、年度決算書およびコンツェルン決算書の項目は、区分して十分に説明されなければならない。ただし、これらの報告が附属説明書に含まれていない場合に限る。法定代理人が要求された説明および証明を与えているかどうかを記載しなければならない。

- (3) 監査報告書の特別な区分において、監査の対象、種類、および範囲が説明されなければならない。その際、適用された会計基準および監査基準にも言及しなければならない。
- (4) 監査の枠内において、商法第317条第4項にしたがった判断（取締役のリスク管理システムおよび監視システム設定義務に対する監査）が表明されるならば、その判断結果を監査報告書の特別な区分記載しなければならない。内部の監視システムを改善するために方策が必要かどうかにも立ち入らなければならない。
- (4a) 決算書監査人は、監査報告書においてその独立性を確認しなければならない。
- (5) 決算書監査人は、監査報告書に署名し、法定代理人に提出しなければならない。監査役会が監査契約を付与したならば、監査報告書を監査役会に提出しなければならないし、取締役会にはその提出に先立って意見を述べ

る機会が与えられなければならない。

専門用語の問題で、言葉上理解することが困難であった監査報告書の改善のために、監査報告書は必要適切な明瞭性をもって作成されなければならないということが明文化されている（商法第321条第1項第1文）。これによって、監査報告書は専門的知識を有しない監査役会構成員によっても理解されうるということが保証されるものとされる。⁽²³⁾

以上の形式上の改正以外に、重要な実質的変更が意図されている。それは次の3点である。⁽²⁴⁾

- (i) 改正前の商法第321条第1項第4号による、「前年度と比べて不利な財産・財務・損益の変化、および年度損益に重大な影響を与える損失を指摘し、十分に解説すること」は、決算書監査人の狭義の説明義務であったが、改正規定では、狭義の説明義務という概念がなくなり、広義の説明義務が一般に求められる。この改正により、情報の受け手の期待を考慮に入れ、将来の事業活動の発展動向に関する情報を監査報告書に記載することが強化される。

つまり、年度決算書の過去に関連する数値だけにもとづいて行われる状況判断は、監査報告書の受け手に存在するいわゆる期待ギャップを終焉させ得ないため、⁽²⁵⁾ 広義の説明義務の枠内において、「監査を受ける企業の存在を脅かしようような、あるいはその発展を重大に阻害しようような、もしくは法律、会社約款または定款に対する法律上の代表者による重大な違反を知覚させるような」事実について報告が行われなければならないこととなる（商法第321条第1項）。

(23) KonTraG, *ebenda*.

(24) Vgl. Dörner/Schwegler 1997, S. 287.

(25) Vgl. Dörner/Schwegler 1997, S. 287.

したがって、報告義務を誘発する事態は、企業の存立を脅かすことに帰着しうる事態である。決算書監査人は、その監査報告書の導入部分において、企業の状況、特に、その存続と将来的発展について、「監査済の決算書類および状況報告書ならびにコンツェルン状況報告書から当該判断評価が可能な場合に」状況報告書を考慮して意見を述べなければなら⁽²⁶⁾ない。この括弧書部分の制限によって、監査人は取締役の判断評価だけを監査することができ、またそうすべきであることが明示されて⁽²⁷⁾いる。つまり、監査人がその独自の予測決定を提示することは監査人の職務でないし、またありえないとされている。

- (ii) 決算書監査人が監査報告書の特別な区分に監査の対象、種類、および範囲についての概観を提示しなければならないというのも新規に規定された点である（商法第321条第3項）。ただし、改正規定による追加の報告部分について詳述することは、すでに改正前の規定によっても必要である⁽²⁸⁾とみなされていた。
- (iii) 上場株式会社のリスク管理システムの監査とそれに対する監視システムに対する監査の結果は、監査報告書の特別な区分に提示されなければならない⁽²⁹⁾。設定された内部監視システムがその職分を果たしているかどうか、または瑕疵が存在していないかどうか提示されなければならない。後者の場合、内部監視システムを改善しうるような方策がとられなければならない⁽³⁰⁾。リスク管理システムとその監視に関する監査結果は、監査役会に対して、企業の機関におけるありうる誤謬源泉あるいは弱点

(26) KonTraG 1996①, Art. 2, Nr. 6.

(27) KonTraG 1996②, Art. 2, Nr. 6.

(28) Adler/Düring/Schmalz 1987, § 321 HGB Rdn. 71 und 72; WP-Handbuch 1992, Band 1, S. 912ff.

(29) KonTraG 1996①, Art. 2, Nr. 6.

(30) KonTraG 1996②, Art. 2, Nr. 6.

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

領域に関する重要な情報および知識を与えるものであるとされる。⁽³¹⁾

2) 確認の付記（企業外部向）

確認の付記は、規定改正前において、いわゆる決まり文句の証明（Formeltestat）⁽³²⁾の形態を与えられている。確かに、監査内容と確認の付記の有効範囲について誤った印象を与えないようにするため、追加的な注釈が必要と思われるときには、決まり文句の証明を補足説明しなければならない（商法第322条第2項）⁽³³⁾。しかしながら、実務ではこの補足説明義務がほとんど遵守されていないとの批判があつた。⁽³⁴⁾

(31) Moxter 1997, S. 724.

(32) このような標準形式の無限定の監査証明書を統一的に利用することによって、その利用者に対して、常に一定した解釈が可能となるという効果もたらされると考えられていた（Vgl. IDW, HFA 3/1988 (1989②), S. 29）。

(33) ドイツにおいては、1985年の商法の改正（1986年1月1日施行）により、監査報告書の情報提供機能が拡充されたことにもなって、企業の不確実性に対する監査報告書での取扱いが充実した制度が実施されている。当時の改正により新たに規定された、監査報告書の補足説明形態の対象となる事象のうち、企業の不確実性に関するものは、次の2つの事象である。

① 会計の秩序性（正規の簿記の諸原則の遵守）については異論がないが、特定のリスクが存在しており、それを最終的に評価できない事項

② 企業活動の継続が危険にさらされている状況

さらに、この②の事象については、監査報告書の警告機能の対象として議論された。警告機能の対象となる事象②は、さらに次の4つに分類されている。

- 1) 前年度に比べて不利な財産、財務および収益の状況の変化
- 2) 年度損益に重要な影響を与えた損失
- 3) 監査を受ける企業の存立を危うくする事実状況
- 4) 監査を受ける企業の発展を阻害する重要な事実状況

このように現行のドイツの制度においては、企業の不確実性について、それを特定のリスクとゴーイング・コンサーン問題として捉え、ゴーイング・コンサーン問題については、一般的な概念規定（上記の3および4）に加えて、より具体的な概念規定（上記1および2）が設定されていることに特徴がある。なお、①の特定のリスクについては、別段の定めがないことから、これには広範なリスクが含まれると考えられる。

(34) KonTraG 1996②, Art. 2, Nr. 7.

決まり文句の証明は、読者による過大評価のおそれをもたらす。年度決算書またはコンツェルン決算書の性質から生じる、言明能力の限界は十分には表現されない。さらに、法律規定との一致の証明は、誤った期待の印象に結びつきうる。法律規定にはその言明能力の重要な限界が含まれうる、あるいはそれを可能にしてしまう⁽³⁵⁾ということが、あまりにも不明確である。

また、読者にとって、年度決算書またはコンツェルン決算書は法律上の代表者に責任があるということがあまりにも不明確である。その結果としていわゆる期待ギャップが生じているとの認識がある。

以上の批判点を考慮して、商法第322条の全面的な改正が行われ、それによって、決まり文句の証明からの離反が行われるとされる⁽³⁶⁾。

確認の付記に関する商法の改正規定は次のとおりである。

商法第322条

- (1) 決算書監査人は、年度決算書又はコンツェルン決算書に関する確認の付記において、監査の結果を要約しなければならない。確認の付記には、監査の対象、種類および範囲を記載し、かつ、その際、適用された会計基準および監査基準を記載しなければならない。さらに、確認の付記には、監査結果の判断評価を含まなければならない。
- (2) 監査結果の判断評価は、次の点について、疑いの余地なく明らかにしなければならない。
1. 無限定の確認の付記が付与されるかどうか、
 2. 限定された確認の付記が付与されるかどうか、
 3. 確認の付記が異議にもとづいて拒絶されるかどうか、あるいは
 4. 決算書監査人が監査判断を下しえない状況にあることを理由として、確認の付記が拒絶されるかどうか

(35) KonTraG, *ebenda*.

(36) KonTraG, *ebenda*.

監査結果の判断評価は、法定代理人が決算書に対して責任を負わなければならないとの事情を考慮した上で、一般に理解容易で、かつ問題指向的に行われるべきである。企業またはコンツェルン企業の存続を危うくするリスクについて、特別に立ち入らなければならない。コンツェルンの事実関係と一致した、財産、財務、および収益の状況の伝達にとって、子会社が、副次的な意味しかもたない場合には、当該子会社の存続を危うくするリスクについて、親会社のコンツェルン決算書に対する確認の付記において立ち入る必要はない。

- (3) 無限定の確認の付記（第2項第1文第1号）において、決算書監査人は、次の点を説明しなければならない。つまり、第317条に従って実施された監査は何らの異議にも至らなかったこと、および、当該会社の法定代理人によって作成された年度決算書およびコンツェルン決算書は、監査を通じて得られた決算書監査人の認識（Erkenntnis）に基づいた決算書監査人の判断評価によれば、法律規定に合致しており、かつ、正規の簿記の諸原則またはその他の重要な会計基準を遵守して、企業またはコンツェルンの財産、財務、および収益の状況に関する事実関係に一致した写像を伝達していることである。決算書監査人は、追加的に、確認の付記を限定することなく、特別な方法で注意を喚起すべき事情についての指摘を行うことができる。
- (4) 異議を申し立てなければならないときは、決算書監査人は、その説明を第3項第1文にしたがって限定（第2項第1文第2号）または拒絶（第2項第1文第3号）しなければならない。拒絶は、確認の付記とみなすことができない付記において記載されなければならない。限定または拒絶は、その根拠を示さなければならない。限定された確認の付記は、決算書監査人が行う、その有効範囲が識別できる限定を考慮した上で、監査済決算書が財産、財務、および収益の状況に関して事実関係と一致した写像を伝達しているときにのみ付与することが許される。
- (5) 確認の付記は、決算書監査人が事態を説明するためにすべての相当な可能性を利用しつくした後に監査判断を下しえない状況にあるときにも拒絶

されなければならない(第2項第1文第4号)。第4項第2文および第3文が準用される。

- (6) 監査結果の判断評価は、状況報告書またはコンツェルン状況報告書が決算書監査人の判断によれば年度決算書と、場合によっては第325条第2a項による個別決算書またはコンツェルン決算書と一致しており、かつ、全体として企業またはコンツェルンの状況の的確な表示を伝達しているかについても及ばなければならない。その際、将来の発展のチャンスおよびリスクが的確に表示されているかについても立ち入らなければならない。
- (7) 決算書監査人は、確認の付記またはその拒絶についての付記に、場所および日付を明記したうえで署名しなければならない。確認の付記またはその拒絶についての付記は、これらを監査報告書においても取り上げなければならない。

この改正規定では、確認の付記に対して、これまでよりも明らかに控えめな中核の文章が規定されている。つまり、年度決算書および状況報告書の作成が法律・定款規定に準拠して行われていることの証明ではなく、「監査の結果を要約する」「監査人の判断評価を含めなければならない」「事実関係と一致した写像を伝達していることを説明」「企業の存続を危険にさらすリスクについて特別に立ち入る」「将来の発展のチャンスとリスクが的確に表示されているかについても立ち入る」等というように、監査の結果を確認の付記において、証明するのではなく、説明することが求められている。

企業の会計情報等が総合的に適正(事実関係と一致した写像を提供しているという意味)かどうかについて監査人が証明するのではなく、監査人の判断にもとづけば、総合的に適正である旨が説明されることになる。

つまり、改正の要点は次の4点に整理できる。

- (i) 監査結果を判断評価する場合、法律上の代表者が、決算書に対して責任を有するということが明確にしなければならない。

ドイツにおける企業リスク情報開示の規定改正と監査への影響（内藤文雄）

- (ii) 年度決算書またはコンツェルン決算書の単なる確認では、企業またはコンツェルンの状況が重大に誤って評価されうることに帰着しうるので、当該決算書に関する情報開示について、その適正性を監査し、その結果を評価・表明しなければならない。
- (iii) 企業の存立を脅かすようなリスクが監査の枠内で確認された場合、これについて指摘しなければならない。
- (iv) さらに、企業の将来の発展のチャンスとリスクが状況報告書において適切に表示されているかどうか、報告しなければならない。

以上の確認の付記の記載内容に対する変更要求は、決算書監査人に対して、「模範的な監査証明書の形成」によって期待ギャップを終焉させることを可能にすることが期待されていた。⁽³⁷⁾これは、特に、確認の付記が監査の限界と経営者の責任を明確にし、経営者の報告対象となった、認識可能なりスクについて指摘しうるということによって達成されるものとの思考がおかれている。ここに、監査の役割が、「証明」の機能から「説明」の機能に重点を移動し、監査情報の利用者に生じうる期待ギャップを阻止することがねらわれているものと解釈することができる。

(4) ドイツ経済会計士協会、監査基準「状況報告書の監査」⁽³⁸⁾

ドイツ経済監査士協会は、2009年9月9日に監査基準第350号（PS 350）「状況報告書の監査」を公表し、小会社以外の会社が公表するコンツェルン

(37) Vgl. Dörner/Schwegler 1997, S. 288.

(38) Vgl. IDW PS 350. その構成は次の通りである。

1. 前文
2. 監査対象
3. 監査範囲
4. 監査プロセス
5. 監査手続 (5.1 状況報告書の過去指向的監査 5.2 状況報告書の将来指向的監査 5.3 決算日後の重要な事象の監査 5.4 リスク管理目標・方法に関する項目ならびに金融商品の会社による利用に関連したリスクに関する項目の監査)
6. 監査に関する報告 (6.1 監査報告書 6.2 確認の付記 (監査証明書))
7. コンツェルン状況報告書の監査の場合の特例

状況報告書および状況報告書の監査に関する基準を規定している。

企業リスク情報の監査は、上記Ⅱ.ですでに指摘したように、PS 350 が4種類に分類する監査手続のうち、「状況報告書の将来指向的監査」として規定する監査手続が関係している。このため、企業リスク情報の監査にかかる手続として、状況報告書の将来指向的監査で規定された監査手続を参照する。以下、その規定内容を引用する。

5.2 状況報告書の将来指向的監査

第22項 予測的で価値評価にかかる開示項目について、決算書監査人は、年度決算書開示事項を背景として、当該開示事項の説得性 (Plausibilität) と決算書監査の間に決算書監査人が得た知見との整合性を判断する。

第23項 予測的で価値評価にかかる開示項目の監査は、まず、状況報告書の開示事項の導出にとって重要である限り、企業内部の経営計画システムの信頼性と機能能力について決算書監査人が確信することが前提となっている。さらに、予測と価値評価がそのようなものとして特徴づけられているかどうか、および、それらが事実関係に基づいているかどうか、すなわち、予測と価値評価が現実的 (wirklichkeitsnah) かどうかが監査されなければならない。企業の予測の確実性の評価のためには、前年度の状況報告書を実際に生じたその後の展開と比較しなければならない。

第24項 また、予測の基礎にある、実際の状況を背景とした経済状況に影響する重要な要因の将来の動向についての仮定が、完全性と説得性について監査されなければならない。状況報告書における予測は、企業の内部の期待と乖離してはならない。当該期待は、現実的なものでなければならないし、企業経営者の意図ならびに特定の処理を実行する能力が適切な方法で映し出されていなければならない。重要な仮定の発生が圧倒的に優勢な蓋然性で期待されない限り、代替的な考察とその影響が状況報告書に表示され、その表示によって経済状況が十分に表示されているかどうかを検討されなければならない。

第25項 最後に、そのときどきの問題状況に対して適用された予測モデルが事実即しており、かつ、正しく適用されているかどうかを監査されな

ればならない。したがって、たとえば、傾向外挿法（Trendextrapolation, 過去の傾向を将来に延長して予測すること（筆者注））は、仮定された原因－効果－関係の相対的な安定性を根底に置きうる場合で、かつ、重要な影響額が原則として変化しない場合にのみ意味がある（たとえば、売上高予測の場合の製造計画）。

第26項 予測の現実性と並んで、価値評価にかかる開示事項の場合、表現形態や語句の選択によって事実上期待される関係の意図した紛らわしい写像が伝達されていないかどうか、追加して監査されなければならない。

かかる規定による予測報告の監査の手続の特徴は、次の7点にまとめられる。

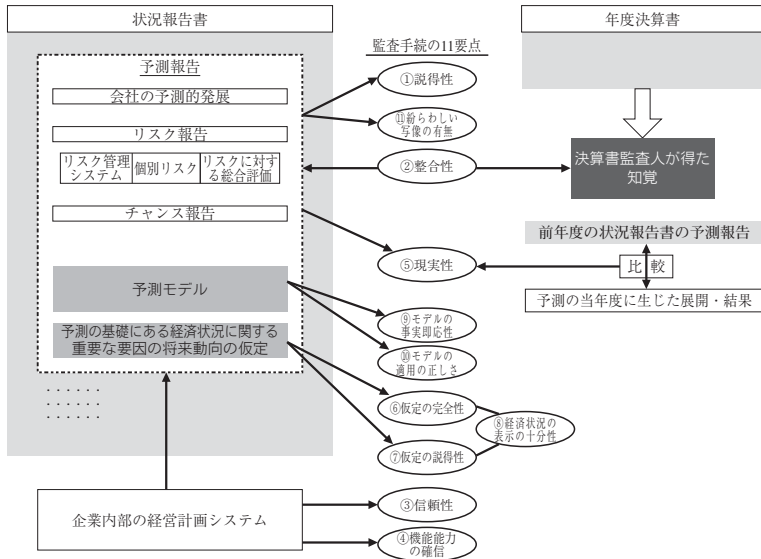
- (i) 予測報告のうち価値評価にかかる開示項目について、その説得性と決算書監査に際しての決算書監査人の知覚との整合性との2点を決算書監査人が判断すること
- (ii) 当該開示項目について、企業内部の経営計画システムの信頼性と機能能力について決算書監査人の確信が得られること
- (iii) 予測と価値評価が現実的（wirklichkeitsnah）かどうかを監査すること。そのためには、前年度の状況報告書に開示された予測的な価値評価とその後実際に生じた展開・結果とを比較しなければならないこと
- (iv) 予測の基礎にある、実際の状況を背景とした経済状況に影響する重要な要因の将来の動向についての仮定が、完全性と説得性の点で監査すること
- (v) 重要な仮定の発生が圧倒的に優勢な蓋然性で期待されない限り、代替的な考察とその影響が状況報告書に表示され、その表示によって経済状況が十分に表示されているかどうかを検討すること
- (vi) そのときどきの問題状況に対して適用された予測モデルが事実在即しており、かつ、正しく適用されているかどうかを監査すること
- (vii) 予測の現実性と並んで、価値評価にかかる開示事項の場合、表現形態

や語句の選択によって事実上期待される関係の意図した紛らわしい写像が伝達されていないかどうかを監査すること

これらの諸点を図解して示せば、予測報告での監査手続の要点11点の位置づけが明らかとなる（「図表5」参照）。

ただ、PS 350 では、これ以上の詳細な具体的監査手続を規定していないため、監査実務においてどのような手続をもって監査証明に足る証拠が入手されているのかを明らかにする必要がある。この点については、今後の研究調査で解明したい。

〔図表5〕 予測報告に対する監査手続の11要点の構成



なお、PS 350 によれば、状況報告書の監査の結果として、確認の付記には、次の意見等が記載される。

第31項 状況報告書は、決算書監査人の判断にしたがえば、年度決算書および場合によっては商法第325条第2a項による個別決算書と一致しており、かつ、全体として企業の状況について適切な写像を伝達し、ならびに将来の発展のチャンスとリスクを適切に表示している。

第32項 状況報告書が場合によっては存立を脅かすリスクについて十分に表示しているかどうかとはかかわりなく、決算書監査人は、商法第322条第2項第3文により、監査の範囲内で確認した、企業の存続を脅かすリスクを確認の付記において特別に取り上げなければならない。

第33項 状況報告書に関して、異議がある場合、確認の付記を限定しなければならない。これは、たとえば、次の場合に当てはまる。状況報告書が法律の義務に反して作成されなかった場合、重要な情報の要素（たとえば、将来の発展に関する記載、株式法第312条第3項による結合企業との関係についての取締役による従属性報告に関する結論の表明）が状況報告書に欠けているか、あるいは、監査済みの基礎資料と矛盾している場合、決算書監査人が重要な予測的な言明を合理的とはみなさない場合、あるいは、決算書監査人が特定の事態を評価できない場合である。

状況報告書の瑕疵を根拠とする確認の付記の限定について、ドイツ公認会計士協会監査基準「決算書監査における確認の付記の正規の付与原則」は、補完的説明および表記を含めている。

V. まとめ

以上、企業リスク情報の開示とその信頼性の保証について、ドイツの法定開示制度と監査制度の現状を管見してきた。その特徴は次の通りにまとめられる。

- (i) 企業リスク情報の法定開示制度の特徴として、予測報告、リスク報告、チャンス報告の3範疇での開示内容が2013年12月31日決算期以降、より拡充されており、予測情報として数値の記載、数値値域の記載または変動の方向と強さの記載のいずれかが求められることや、リスク情報として重要性を示す場合、リスクの発生確率とその効果をもって記載することとされ

- ている。
- (ii) フランクフルト市場の Prime 上場会社 272 社の平均開示個別リスク数は 14.7項目、1項目当たり平均19.4行の説明が行われるなど積極的な開示である。
 - (iii) 企業リスク情報の信頼性について、法定監査が強制されており、年度決算書・状況報告書の監査人は、当該情報がいわゆる事実関係と一致した写像を提供しているかどうかについて監査意見を提示することが求められている。非財務情報の監査が法定制度として実施されている。

(2014.12.24)

【参考文献】

- (1) Adler, H., W. Düring und K. Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, Kommentar zum HGB, AktG, GmbHG, PublG nach den Vorschriften des Bilanzrichtlinien-Gesetzes*, bearbeitet von Forster, K.-H., R. Goerdeler, J. Lanfermann u. a., Bd. I-III, 5. Aufl. (Stuttgart 1987).
- (2) Brebeck, Frank und Dagmar Herrmann, “Zur Forderung des KonTraG-Entwurfs nach einem Frühwarnsystem und zu den Konsequenzen für die Jahres- und Konzernabschlußprüfung”, *Die Wirtschaftsprüfung*, 50 Jg. Nr. 12 (15. Juni 1997), S. 381-395.
- (3) Buchheim, R. und L. Knorr, Der Lagebericht nach DRS 15 und internationale Entwicklungen, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 59 Nr. 7, 1. April 2006, S. 413-425.
- (4) Deutsche Rechnungslegungs Standards Committee (DRSC), *Deutsche Rechnungslegungs Standard Nr. 20 (DRS 20), Konzernlagebericht*, 4. Dezember 2012.
- (5) Dörner, Dietrich und Iren Schwegler, “Anstehende Änderungen der externen Rechnungslegung sowie deren Prüfung durch den Wirtschaftsprüfer”, *Der Betrieb*, 50. Jg. Heft 6 (7. Februar 1997), S. 285-289.
- (6) Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur erleichterten Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG), *Die Wirtschaftsprüfung*, 49 Jg. Nr. 15 (1. August 1996), S. 564-568.
- (7) Gross, G. und L. Schruff, *Der Jahresabschluß nach neuem Recht – Aufstellung – Prüfung – Offenlegung –*, 2. durchgesehene Aufl. (Düsseldorf 1986).
- (8) IDW, Fachgutachten des HFA 2/1988, “Grundsätze ordnungsmäßiger Berichterstattung bei Abschlußprüfungen”, *Die Wirtschaftsprüfung*, 42. Jg. (1989 ①), S. 20-

27.

- (9) IDW, Fachgutachten des HFA 3/1988, “Grundsätze für die Erteilung von Bestätigungsvermerken bei Abschlußprüfungen”, *Die Wirtschaftsprüfung*, 42 Jg. (1989 ②), S. 27-36.
- (10) IDW, Prüfungsstandard (PS) 350, „Prüfung des Lageberichts”, *Die Wirtschaftsprüfung*, 20/2006, S. 1293 ff., *FN-IDW* 10/2006, S. 610 ff., *Die Wirtschaftsprüfung Supplement* 4/2009, S. 1 ff., *FN-IDW* 11/2009, S. 533 ff., vom 09. 09. 2009 (Stand).
- (11) IDW, *Wirtschaftsprüfer-Handbuch 2012, Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Beratung*, 14. Aufl., Band I (Düsseldorf 2012).
- (12) KPMG, DRS 20 – Konzernlagebericht, *ACCOUNTING INSIGHTS*, Dezember 2012.
- (13) Moxter, Adolf, “Die Vorschriften zur Rechnungslegung und Abschlußprüfung im Referentenentwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich”, *Betriebs-Berater*, Heft 14 (3. April 1997), S. 722-730.
- (14) Ordelheide, Dieter, “Internationalisierung der Rechnungslegung deutscher Unternehmen, -Anmerkungen zum Entwurf eines Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetzes”, *Die Wirtschaftsprüfung*, Jg. 49 Nr. 15 (1996), S. 545-552.
- (15) Referentenentwurf zur Änderung des Aktiengesetzes, “Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)”, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 17. Jg. Heft 50 (1996 ①), S. 2129-2139.
- (16) Referentenentwurf zur Änderung des Aktiengesetzes, “Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) Teil II”, *Zeitschrift für Wirtschaftsrecht*, 17. Jg. Heft 51-52 (1996 ②), S. 2193-2198.
- (17) Rückle, Dieter, “Finanzlage”, in: Leffson, Ulrich/Rückle, Dieter und Bernhard Großfeld heraus., *Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB* (Köln 1986), S. 168-184.
- (18) Schröder, Andreas (BDO Deutschland), DRS 20: PRAXISHINWEISE FÜR DIE LAGEBERICHTERSTATTUNG,
<http://www.bdo.de/aktuelles/newsletter/rechnungslegung-pruefung-012014/inhaltsverzeichnis/neuerungen-in-der-handelsrechtlichen-rechnungslegung/drs-20-praxishinweise-fuer-die-lageberichterstattung/> (2014. 10. 29参照)
- (19) Seibert, Ulrich, “Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG), – Der Referenten-Entwurf zur Aktienrechtsnovelle-, *Zeitschrift für Wirtschafts- und Bankrecht*, 51. Jg. (4. Januar 1997), S. 1-9.
- (20) 小松義明, 『ドイツ監査制度改革論：1998年 KonTraG に基づく制度改革にみる現代ドイツ決算監査制度の特質とその基盤構造の研究』, 大東文化大学経営研究所, 2012.
- (21) 内藤文雄編著, 『監査・保証業務の総合研究』, 中央経済社, 2014年。

- (22) 内藤文雄, 企業のリスク管理システムおよびリスク情報に対する監査機能の拡張, 『国民経済雑誌』, 第176巻第6号, 1997年12月, 47-62頁。
- (23) 内藤文雄, 『財務情報等の監査・保証業務』, 中央経済社, 2012年。
- (24) 古庄 修, 『統合財務報告制度の形成』, 中央経済社, 2012年。
- (25) 山崎秀彦編著, 『財務諸表外情報の開示と保証—ナラティブ・リポーティングの保証』, 同文館出版, 2010年。